

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公表番号】特表2008-503540(P2008-503540A)

【公表日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2007-517234(P2007-517234)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/4164	(2006.01)
A 6 1 K	9/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/12	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	31/539	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/4164
A 6 1 K	9/32
A 6 1 K	47/24
A 6 1 K	47/34
A 6 1 K	47/20
A 6 1 K	47/32
A 6 1 K	47/12
A 6 1 K	47/44
A 6 1 K	47/14
A 6 1 K	47/38
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	31/539
A 6 1 P	1/04
A 6 1 P	31/04

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月19日(2008.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1 または複数の薬理学上許容される賦形剤とともに、リファマイシン SVを含有する制御および / または遅延放出型の経口医薬組成物であって、

制御および／または遅延放出が、

- a) リファマイシン SVが取り込まれる両親媒性マトリックス；
- b) 90 未満の融点を有する物質により形成されており、a)が分散されている親油性マトリックス；
- c) 親水性マトリックス、
を含む複数のマトリックス構造で与えられ、リファマイシン SVの放出が大腸において起こることを特徴とする経口医薬組成物。

【請求項 2】

リファマイシン SVの放出が結腸において起こることを特徴とする、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

リファマイシン SVが、10～90重量%の量で含有されていることを特徴とする、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

リファマイシン SVが、20～60重量%の量で含有されていることを特徴とする、請求項 1 から 3 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

両親媒性マトリックスが、レシチン、ポリオキシエチレン化ソルビタンモノオレエート、ラウリル硫酸ナトリウム、ジオクチルスルホコハク酸ナトリウム、および／または、エチレンおよび／またはプロピレンプロックコポリマーから選択されることを特徴とする、請求項 1 から 4 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

親油性マトリックスが、ステアリン酸、蜜蠟、カルナウバロウ、パルミチン酸および／またはパルミトステアレートエステルから選択されることを特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

親水性マトリックスが、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、カルボキシメチルセルロースナトリウム、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシビニルポリマー、ポリビニルアルコール、ビニルポリマー、アルギン酸およびその塩および／またはポリサッカリドポリマーから選択されることを特徴とする、請求項 1 から 6 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

胃での保護用コーティングを含むことを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

胃での保護用コーティングが、アクリル酸およびメタクリル酸エステルおよび／または酢酸フタル酸セルロースから選択されることを特徴とする、請求項 1 から 8 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

大腸の病状を治療するための、請求項 1 から 9 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

結腸の病状を治療するための、請求項 1 から 9 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

感染性大腸炎、細菌性赤痢、偽膜性大腸炎、旅行者下痢(travellers' diarrhoea)、憩室疾患および／または憩室炎を治療するための、請求項 1 から 11 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

結腸の外科手術のための予備治療および／またはアンモニア血症(ammonaemias)もしくは高アンモニア血症(hyperammonaemias)の治療における補助治療のための、請求項 1 から 12 のいずれか一項 に記載の医薬組成物。